

## 久留米広域合併協議会会議の運営に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、久留米広域合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、久留米広域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。

### (会議の開閉等)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後に、発言するものとする。

### (会議の進行)

第4条 会議の議事に関し、委員の意見が整わず会議の進行に支障が生じた場合は、会長及び副会長により会議の進行方法について協議し、これを定めるものとする。

### (傍聴)

第5条 会議の傍聴については、議長が別に定める。

### (会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 議題及び議事の経過
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

### (規律)

第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。

### 附 則

この規程は、平成15年1月17日から施行する。